八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。
九～十九　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
六の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。
七・八　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
七～四十二　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　（略）
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
十四～四十三　（略）
3～8　（略）

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

（新設）
九～十九　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
（新設）
七・八　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
七～四十二　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　（略）
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
十四～四十三　（略）
3～8　（略）

法規的告示

○国土交通省告示第千二百八十九号

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）第四条の四第六号の規定に基づき、国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準を次のとおり定め、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定貨物自動車中継輸送施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

その他告示

○国土交通省告示第千二百九十号

物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の五第一項の規定に基づき、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

第一　貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針

1　貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項

物流は、我が国の国民生活や経済活動、地方創生を支える重要かつ不可欠な社会インフラである。特に、国内貨物輸送については、トンベースではその大半を、トンキロベースでは全体の半分超を貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であって、貨物の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）が担っているところである。